

政策2-1 健康寿命の延伸

No	象徴的指標	測り方（数値）	単位	H26 （初期値）	H27	H28	H29	【前期目標値】 H30	R1	R2	【R4目標値】
10	市民が地域で生き生きと暮らしていること	健康に暮らしていると感じる市民の割合	%	70.8	71.8	86.2	84.7	【79.0】 84.9	86.8	85.5	【87.1】

施策計画	成果指標名	単位	現状値 (H26等)	【前期目標値】 H30(※H29)	R1	R2	目標値 (R4年度)
I 社会参加の促進・健康づくりの推進	日々の生活でいきがいを感している市民の割合	%	62.2	【68.6】 75.7	77.1	74.1	【79.3】
	住民主体の集う場の参加者数(週1回以上)	人	—	【—】 1,561※	2,551	2,615	【2,800】
	くまもとスマートライフプロジェクト応援団登録数(市内事業所)	登録数	—	【—】 177※	207	235	【200】
II 生活習慣改善の推進	健康に気をつけて生活している市民の割合	%	84.8	【89.0】 87.0	86.3	87.1	【93.2】

●環境指標への反映（分析）

令和2年度においては、前年度を1.3ポイント下回ったが、通いの場等、週1回以上集い介護予防に取り組む場の増加、健康づくりに取り組む事業所の増加が見られるなど、働く世代から高齢者まで、自主的に地域等で健康づくりや介護予防に取り組む環境づくりが整備された。このことにより、市民も気軽に参加でき、健康意識についても上昇してきている。
また、指標が「健康に暮らしていると感じる市民の割合」となっているため、コロナ禍による外出や各種事業等の制限など、コロナ禍がいつまで続くかなどの不安等も影響しているものと推測する。

●令和2年度の取り組み

◆施策計画Ⅰ 社会参加の促進・健康づくりの推進

- ・高齢者が自ら健康づくりや介護予防に取り組む地域の集う場として「通いの場」の活動支援を実施。この活動は、自らの介護予防に加え、地域交流や支え合いにも発展しており、高齢者の社会参加や生きがいに繋がっている。
- ・ふれあいいきいきサロン、老人クラブ、シルバー人材センターの運営を支援し、多様な活動の場の創出にも取り組んだ。
- ・認知症予防活動を地域で実践指導できる「脳いきいきサポーター」を養成。市内99カ所の集まりで活動するに至っており、認知症予防に取り組める場を創出すると共に、高齢者の活躍の場の拡大を図られている。
- ・介護支援ボランティア、わがまちサポーター養成など地域に貢献できる人材の育成活動を推進している。
- ・スマートライフプロジェクト応援団登録事業所と連携し、職場単位で若い世代（働く世代）を中心に運動を中心とした健康づくりに取り組んだ。

◆施策計画Ⅱ 生活習慣改善の推進

- ・毎日の運動や健診、健康づくりイベントなどへの参加にポイントを付与し、健康づくりに対する意識づけ、運動習慣の定着を図る健康ポイント事業を実施しているが、令和2年度においては、各地区で実施されるウォーキングイベントが相次いで中止となったものの、各個人がコロナ禍でも室内等で、無理なくできる運動を紹介するなどの方策をとりながら事業を実施したことで、参加者が増加した。
- ・若い世代（働く世代）の同事業の参加を促すとともに、「くまもとスマートライフプロジェクト応援団」登録事業所と連携して、職場単位の運動を中心とした健康づくりに実施したことで、新たな登録事業者が28事業者増加につながった。
- ・コロナ禍により検診の受診控え等が懸念される中、感染症予防対策を講じた受診体制に変更し、市民に安心して各種健（検）診が受けられる体制として周知を行い、受診率・特定保健指導等の実施率の向上を図った。
- ・健康づくりを普及啓発するボランティア団体等については、多人数での活動が制限される中、これまでの活動を見直すとともに、独自にホームページ等を開設・更新を行い健康に関する啓発活動が行われている。

●課題

◆施策計画Ⅰ 社会参加の促進・健康づくりの推進

20歳代から50歳代の若い世代で、健康に気をつけて生活している人の割合が低い状況にあり、職域（地域）を巻き込んだ取組みが必要である。高齢者の活動については、これまでの啓発活動により新たな場の創出に繋がりが、集える場が市内各地に広がっている。今後は「生み出す支援」から「続ける支援・参加促進」へ、支援のウエイトをシフトしていく必要がある。

◆施策計画Ⅱ 生活習慣改善の推進

- ・健康的な生活習慣の定着のためには、早い（若い）段階から自覚を持ってもらうことが必要であるが、成果指標の「健康に気をつけて生活している市民の割合」が依然として20歳代～50歳代が低い状況にある。
- ・各種健（検）診の受診率が低い。

●目標をめざした令和3年度以降の取り組み

◆施策計画Ⅰ 社会参加の促進・健康づくりの推進

- ・高齢者の介護予防推進においては、活動空白地域への普及啓発は継続しつつ、既存の活動に対しては新しいメニューを提供しながら継続的な支援を行う。メニュー提供にあたっては、フレイル予防の観点から口腔・栄養・認知症など多角的な介護予防の視点を取り入れていく。
- ・若い世代（働く世代）の健康づくりにおいては、プラス10運動を中心に「くまもとスマートライフプロジェクト応援団」登録事業所と連携して職場単位での健康づくりを推進する。
- ・総合的な啓発として、健診受診・疾病管理・社会参加・フレイル予防の必要性の情報発信と、市事業・地域活動・貢献活動の情報を整理し総合的な健康づくり・介護予防の普及啓発を行う。
- ・年代・性別・身体能力の程度等の違いによる特性を把握し、多様なニーズに合わせた活動が選択できるような仕組みづくりを進め、市民が広く健康づくりや介護予防への取り組みができるよう検討する。

◆施策計画Ⅱ 生活習慣改善の推進

- ・引き続き感染症予防対策をとりながら、コロナ禍における各種事業の展開を図る。
- ・参加等の手続きを簡素化し、誰もが気軽に参加できる体制を整える（参加申込書の廃止など）。
- ・個人向けとして、運動習慣のない人へのきっかけづくりと運動習慣の定着、また継続的に実施している人には、自分に合った方法で活動量を増やす方法を取り入れ普及する。また年間を通した実施体制を整える。
- ・事業所向けとして、プラス10運動を中心に「くまもとスマートライフプロジェクト応援団」登録事業所と連携して、健康づくりに取り組む。
- ・コロナ禍でも安心して健（検）診を受けられること、また、がん等の疾病が早期に発見できることを市のデータ等を活用しながら市民に周知を行うことで、受診率向上を図る。
- ・健康ポイント事業（個人向け、事業所向け）の状況を踏まえ、適宜見直し、展開を図る。
- ・市民が受診しやすい健診体制を構築するため、内容等を検証し見直しを行う。
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取り組み（フレイル対策）を構築する。

政策2-2 医療資源の効率的な活用

No	象徴的指標	測り方（数値）	単位	H26 （初期値）	H27	H28	H29	【前期目標値】 H30	R1	R2	【R4目標値】
10	市民が地域で生き生きと暮らしていること	健康に暮らしていると感じる市民の割合	%	70.8	71.8	86.2	84.7	【79.0】 84.9	86.8	85.5	【87.1】

施策計画		成果指標名	単位	現状値 (H26等)	【前期目標値】 H30(※H29)	R1	R2	目標値 (R4年度)
I	市立病院の効率的な運営	卒業者の市内医療機関等への就職率	%	17.9	【-】 34.3※	37.5	51.2	【50.0】
II	安心して受診できる医療体制づくり	かかりつけ医のある市民の割合	%	70.5	【75.0】 74.0	69.6	68.9	【80.0】
		天草地域の医療体制に満足している市民の割合	%	42.0	【51.9】 45.4	43.3	44.5	【61.7】
III	医療・介護保険制度の安定運営	国民健康保険保険者努力支援制度における得点率	%	—	【-】 70.9	64.5	68.2	【72.0】
		要介護認定者の維持・改善率	%	—	【-】 58.8	59.8	58.5	【60.0】

●環境指標への反映（分析）

市立病院を含めた医療提供体制の整備、国民健康保険の安定運営、介護保険の適正運営を行うことは、市民がいつでも安心して医療提供、介護サービスを受けられることに繋がり、環境指標にも影響してくると思う。

●令和2年度の取り組み

◆施策計画Ⅰ 市立病院の効率的な運営

- 【市立病院】
- ・数名の常勤医師から年度内での退職の申出があったが、多方面に医師確保の働きかけを行い、体制の維持を図った。また、栖本病院、河浦病院では地域のニーズに合った新たな診療科目を設置するため医師確保に取組み、令和3年度当初からの診療開始に繋がった。
 - ・病床数の削減及び各病院の機能分担を軸とした第4期改革プランを策定し、病床数削減は令和2年度末に先行して実施した。
- 【本渡看護専門学校】
- ・受験者数確保対策として、次のとおり入試制度の改革を行った。
 - ①天草市内の中学校を卒業し市外の高校に進学した生徒が本校を専願で受験する場合は、推薦入試の対象とする「地域特別枠」を新設した。
 - ②「社会人枠」の提出書類の簡素化を図り、受験をし易い内容とした。
 - ・オープンキャンパスの開催や、市内の全高等学校及び一部の中学校を訪問し、看護師になるための講話や、学生募集要項、天草市看護師等修学資金及び他の奨学金制度等の説明を行い、本校への進学に興味関心を高めてもらうことに努めた。

◆施策計画Ⅱ 安心して受診できる医療体制づくり

- ・医療従事者確保対策として医師・看護師等修学資金貸与制度を継続して実施し、人材確保に取り組んだ。
- ・地域医療、周産期医療及び救急医療の確保並びに医療水準の維持継続を図るため「天草市医師確保支援事業補助金制度」により市内の医療機関に対して医師確保に係る費用の支援を行った。
- ・医療機関における効率的な機能分化と診療支援を目的とした「あまくさメディカルネット」について、運営主体である天草郡市医師会と連携し、市内各医療機関において、受診者から診療データの利用に関する同意書の取得を行うことで、普及促進を図った。
- ・天草地域2次救急医療圏に属する関係市町が連携し、救急指定医療機関に対して運営費（人件費等）の助成を行い、休日・夜間等の救急医療体制の確保に努めた。また、休日等の在宅当番医の確保、周知等については、天草郡市医師会に委託し実施している。

◆施策計画Ⅲ 医療・介護保険制度の安定運営

- 【国民健康保険】
- ・レセプト点検、医療費通知、後発医薬品利用促進のためのパンフレット配布、差額通知、服薬情報通知事業など医療費適正化事業に取り組んだ。
 - ・適正な保険税の賦課、収納率の向上、保険者努力支援制度等の収入確保に取り組んだ。
- 【介護保険】
- ・市民が安心して介護保険制度を利用できるよう、出前講座等を実施することにより情報提供を進めた。
 - ・介護給付適正化事業（認定状況調査チェック、ケアプラン点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知の発送）に取り組む、継続してケアプラン点検の強化に取り組んだ。

●課題

◆施策計画Ⅰ 市立病院の効率的な運営

- 【市立病院】
- ・今後も医師をはじめとする医療従事者の確保に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の対応等を行いながら、持続可能な医療提供体制を確保するために、第4期改革プランに基づきコンパクトで高機能な医療提供体制の構築を図り、私立4病院の機能連携を行っていく必要がある。
- 【本渡看護専門学校】
- ・少子化により児童生徒が著しく減少する中、今後も入学者の確保が大きな課題であるが、看護師国家試験合格のためには学力及び適性が必要であるため、それらを見極めながら入学を許可する必要がある。

◆施策計画Ⅱ 安心して受診できる医療体制づくり

- ・今後も若年層の減少とともに高齢化が進むことから、医療、介護に関する情報発信、医療従事者等の確保、医療水準の維持に継続して取り組むとともに、感染症等の予防啓発等に力を入れていく必要がある。

◆施策計画Ⅲ 医療・介護保険制度の安定運営

- 【国民健康保険】
- ・各年齢階級別の1人当たり医療費が全国平均に比べて高い水準にある。
- 【介護保険】
- ・高齢化の進行と介護の担い手が不足する中、将来にわたって介護保険制度が安定的に運営される体制の構築が課題となっている。

●目標をめざした令和3年度以降の取り組み

◆施策計画Ⅰ 市立病院の効率的な運営

- 【市立病院】
- ・新型コロナウイルス感染症の対応等を行いながら、第4期改革プランを実践することで経営改善に取り組む。
- 【本渡看護専門学校】
- ・入試制度の改革により受験しやすい体制は整い受験者も増えた状況であるが、学習設備の更新時期に合わせ、より高度な学習設備の導入により、看護職へ意欲のある人材の確保と、本市の将来の医療を支える人材の育成につなげる。

◆施策計画Ⅱ 安心して受診できる医療体制づくり

- ・安心して受診できる医療体制づくりのため、医師・看護師等の人材確保、救急医療体制確保等に引き続き取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、感染予防の啓発等に力を入れていく。
- ・安心して受診できる医療体制づくりのため、介護の関係機関及び多職種との連携による基盤の整備が重要となっており、医療と介護の連携を継続して推進していく。

◆施策計画Ⅲ 医療・介護保険制度の安定運営

- 【国民健康保険】
- ・後発医薬品差額通知の対象を20歳以上の被保険者かつ、精神系を除く全医薬品を対象に拡大する。また、第三者求償事務の強化、柔道整復療養費の審査強化に取り組む。
 - ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業を関係課と連携して事業を実施する。特定健診等の受診率向上に向けた取組の強化を行う。
- 【介護保険】
- ・介護給付適正化5事業のうち、ケアプランの点検ならびに医療情報突合・縦覧点検を最重点項目に定め、実地指導の際に点検結果を事業所への伝達や、訪問介護の生活援助の回数が一定基準を上回った場合の「ケアプラン点検支援会議」実施、「サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム」入居者のケアプランについて、対象者を抽出し、点検を実施する。

政策23 地域支え合い活動の推進

測り方（数値）	単位	H26 （初期値）	H27	H28	H29	【前期目標値】 H30	R1	R2	【R4目標値】
日頃から地域に頼れる人（場所）がいる（ある）市民の割合	%	—	—	—	—	【—】 54.9	56.4	55.2	【64.0】

施策計画		成果指標名	単位	現状値 (H26等)	【前期目標値】 H30(※H29)	R1	R2	目標値 (R4年度)
I	生活課題に対する地域支援活動の推進	ボランティア活動等に参加する意向のある市民の割合	%	37.4	【54.1】 47.9	47.2	48.0	【70.8】
		地域支援活動に参加したことのある市民の割合	%	17.7	【22.5】 24.4	23.5	21.3	【50.0】
II	地域貢献活動の推進	地域貢献活動に取り組む事業所等数	箇所	—	【—】 21※	24	24	【50】

●環境指標への反映（分析）

地域住民、民生委員、シルバーヘルパー、ボランティア等が、日頃からの見守り活動、災害時の避難支援活動、困り事に対する支援等に取り組み、また、地域における生活課題解決のため、地域住民、ボランティア、社会福祉事業者（社会福祉法人、NPO法人等）、民間企業等が相互に協力・連携を図りながら、地域貢献活動に取り組んでいることから、日頃から地域に頼れる人（場所）がいる（ある）市民の割合の増加につながっていると分析している。

●令和2年度の取り組み

◆施策計画Ⅰ 生活課題に対する地域支援活動の推進

- ・地域住民等による声掛けや安否確認等の見守り支援活動を推進するため住民向けの研修会や講演会等を市内10ヶ所で実施。また、見守り模擬訓練も市内10ヶ所で実施した。
- ・地域福祉ネットワーク協定・協力事業所による見守り活動を推進するための連絡会議を市内10ヶ所で実施した。
- ・平常時の見守り支援や災害時の避難支援体制の構築に取り組むため、避難行動要支援者名簿（地域福祉ネットワーク台帳）をとりまとめ、行政区長、民生委員、社会福祉協議会、消防機関、警察等の関係者へ配付した。
- ・地域福祉ネットワーク台帳が最新情報として活用できるよう、定期的な見直し作業を地域関係者（行政区長、民生委員等）の協力により実施した。
- ・認知症の理解を深め、企業や地域住民に認知症サポーター養成講座の受講を働きかけ、見守り模擬訓練においては、スマートフォンの「みまもりあいアプリ」を活用した実践を行い、地域住民への普及・啓発を行った。

◆施策計画Ⅱ 地域貢献活動の推進

- ・ボランティア活動の推進に取り組む天草市社会福祉協議会（天草市ボランティアセンター）に助成を行い、広報紙の発行による普及啓発、ボランティア養成講座の開催による人材育成、小中学生・高校生を対象とした福祉体験学習や子ども民生委員活動による子どものボランティア意識の醸成、普及啓発へ取り組んだ。
- ・地域貢献活動に取り組む事業者へ、法的な努力義務のある社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の実施状況を把握するため、現況報告書を基に現況調査を実施した。
- ・市内事業者を対象とした聞き取り調査をもとに課題や問題点を整理し、事業者が取り組みやすくなるよう、地域との関係構築の手立てを検討した。

●課題

◆施策計画Ⅰ 生活課題に対する地域支援活動の推進

- ・少子高齢化の進展により、今後とも一人暮らしの高齢者・高齢者のみ世帯は増加する見込みであり、平常時における見守り支援や災害時等の避難支援、困りごと等に対する支援等、地域住民等の互助による地域支援活動の推進に引き続き取り組む必要がある。
- ・シルバーヘルパーの友愛訪問等の対象者を老人会会員だけでなく、地域で生活されている高齢者等への対象者の拡充を図り支援していく体制として取り組む必要がある。

◆施策計画Ⅱ 地域貢献活動の推進

- ・地域貢献活動に取り組む事業所と地域のニーズとをマッチングさせる取り組みを推進する必要がある。
- ・新型コロナウイルス感染症により、地域貢献活動の取り組みに影響が出ている可能性が考えられる。
- ・地域貢献活動による労働時間の増加など社員（職員）の士気の低下が懸念されるとともに、どのように進めていくのか事業者側が手探りの状態で、取り組む事業者が増加しない。

●目標をめざした令和3年度以降の取り組み

◆施策計画Ⅰ 生活課題に対する地域支援活動の推進

- ・地域住民等による声掛けや安否確認等の見守り支援活動の推進を図るため、地域住民等の実践活動としての見守り模擬訓練の実施地域を拡大する。
- ・平常時における見守り支援や災害時等の避難支援の充実、地域関係者の連携強化を図るため、各地域の関係者が一堂に会し地域福祉ネットワーク台帳の確認作業を実施するとともに、地区を市全域に拡大させるための方策や、困りごと等に対する支援の方法等、関係者との協議を進める。

◆施策計画Ⅱ 地域貢献活動の推進

- ・事業所（社会福祉法人等）と地域包括支援センターが把握している地域課題とのマッチング調整などに取り組む。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しながら、見守り支援で協定を締結している地域福祉ネットワーク事業協定事業所等を対象に、地域貢献活動の意向・取組状況調査を行う。
- ・マッチング調整や意向・取組状況調査の結果を踏まえ、今後の取組方針を決定する。

政策2-4 包括的な支援体制の構築

No	象徴的指標	測り方（数値）	単位	H26 (初期値)	H27	H28	H29	【前期目標値】 H30	R1	R2	【R4目標値】
11	地域で支え合う環境ができてい	日頃から地域に頼れる人(場所)がある(ある)市民の割合 ★	%	—	—	—	—	【—】 54.9	56.4	55.2	【64.0】

施策計画	成果指標名	単位	現状値 (H26等)	【前期目標値】 H30(※H29)	R1	R2	目標値 (R4年度)
I	相談体制の構築	%	—	【—】 45.8	45.3	45.4	【56.9】
II	高齢者等福祉サービスの充実	%	34.0	【45.1】 46.1	43.3	45.2	【56.2】

●環境指標への反映（分析）

市民の方の困りごとや心配事に対し、相談内容に応じて相談できる場所（機関）の周知や相談機関等の連携を強化することで、日頃から地域に頼れる人（場所）がある（ある）市民の割合の増加につながっていると分析している。

●令和2年度の取り組み

◆施策計画Ⅰ 相談体制の構築

住民からの相談等について、次のとおりそれぞれが個々に対応しているが、住民が抱える生活課題が複雑・多様化している状況にあるため、各相談機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政等（以下「相談関係者」）が相互に連携した対応も行っている。

- ・生活困窮に関すること：生活相談支援センター
- ・高齢者・介護に関すること：地域包括支援センター
- ・障がいに関すること：障がい者相談支援事業所
- ・子育てに関すること：子ども家庭総合支援拠点・子育て世代包括支援センター
- ・消費生活に関すること：消費生活センター

◆施策計画Ⅱ 高齢者等福祉サービスの充実

- ・高齢者等における身体的、精神的および環境的な課題に対し、それぞれのニーズに対応したサービス提供を実施した。
- ・在宅で生活する虚弱な高齢者等を対象に、緊急連絡体制整備事業を実施しているが、平成30年11月から民間委託を開始して、令和元年4月には完全移行した。緊急、相談ともに窓口を一本化し看護師等による24時間体制でも相談対応ができるなど、サービスの充実につなげた。
- ・令和元年10月には、認知症の方や難聴のため電話による「お元気コール」において、利用者から安否確認の「お元気コール」について回数を増やしたいとの要望に対し、民間事業所へ追加料金（利用者負担）で対応できるよう体制を整えた。
- ・外出支援事業では、民間活用を含めた現状把握と関係各課との協議を実施した。

●課題

◆施策計画Ⅰ 相談体制の構築

住民が抱える生活課題は、複雑・多様化する傾向にあり、地域とのつながりの希薄化による世帯の孤立化をはじめ、医療、介護、障がい、生活困窮、子育てなど多くの問題を抱える世帯も増加傾向にあることから、相談体制の更なる連携・強化を図る必要がある。

◆施策計画Ⅱ 高齢者等福祉サービスの充実

- ・広域的で集落が点在していることから、移動手段に関する要望が多いため、交通対策部門との連携が不可欠である。
- ・民間による各種サービス提供も以前に比べると充実してきているため、民間サービスと公的サービスの在り方について検討が必要な時期にきていると考える。

●目標をめざした令和3年度以降の取り組み

◆施策計画Ⅰ 相談体制の構築

- ・高齢者及び障がい者等施策では、成年後見制度利用促進基本計画の策定により、権利擁護支援と地域連携のネットワーク化を進め、令和3年度より、窓口として中核機関（あまくさ成年後見センターへ委託）を設置し、連携を進めるため協議会を定期的実施する。
- ・障がい者等施策では、令和3年度に市独自の相談窓口として、「地域障がい相談支援センター」を市内4箇所に設置した。センターには、相談支援専門員とコーディネーターを配置し、障がいがあっても自ら選んだ場所で暮らしていけるよう地域拠点整備を推進する。
- ・子育て施策では、複合施設こころす内に「子育て世代包括支援センター」「子ども家庭総合支援拠点」を設置し保健師・栄養士・心理士・保育士などの専門職が妊娠、出産、子育てについて包括的に相談を受ける体制が整ったことで、一人ひとりに応じた支援計画（早期から長期的に）を作成する。
- ・相談体制のさらなる連携・強化を図るため、総合的なコーディネート等を行う相談支援包括化推進員の配置を検討する。

◆施策計画Ⅱ 高齢者等福祉サービスの充実

- ・移動・配食サービスに関するアンケート調査の結果を地域包括支援センターや介護支援専門員等に対し情報提供するとともに、調査結果の分析を行い市の施策について庁内検討を実施する。
- ・福祉バス、福祉タクシーやリフト付き車両など移動支援サービスの検証を実施する。
- ・配食サービスについては、県内13市に対し調査を実施、現状把握を行い、民間活用や今後の在り方（利用者負担額も含め）などの見直しを検討する。
- ・限られた財源の中でのサービスの有効活用と市民サービスの向上を図るために、民間サービスとの役割分担や公的サービスの在り方を検討し、随時必要な見直しを進める。

政策25 障がい者（児）の社会参加の促進

No	象徴的指標	測り方（数値）	単位	H26 （初期値）	H27	H28	H29	【前期目標値】 H30	R1	R2	【R4目標値】
12	障がい者の社会参加ができていること	障がい者が地域社会で生き生きと生活していると感じる市民の割合	%	15.9	18.4	25.8	24.7	【29.4】 23.0	22.3	24.0	【42.9】

施策計画		成果指標名	単位	現状値 (H26等)	【前期目標値】 H30(※H29)	R1	R2	目標値 (R4年度)
I	障がい者（児）の社会参加のための支援の充実	障がい福祉サービスが充実していると感じる市民の割合	%	23.4	【35.8】 27.6	24.2	26.9	【48.1】
		障がい福祉サービス利用者数	人/月	1,151	【-】 1,280※	1,038	1,056	【1,370】
		障がい児通所支援事業利用者数	人/月	183	【-】 220※	284	344	【270】
II	障がい者（児）を支え合う地域づくりの推進	理解促進研修・啓発事業の参加者数	人	—	【-】 0※	1,809	1,741	【1,600】

●環境指標への反映（分析）

環境指標は、平成28年度をピークに年々減少していたが、障がい福祉サービス事業所の増加や障がい福祉サービスに対する普及啓発活動を進めていることで上昇したと分析している。

●令和2年度の取り組み

◆施策計画I 障がい者（児）の社会参加のための支援の充実

- 障がい者等の社会参加と障がい福祉制度の理解を深めるため、障がい福祉サービスガイドブック及び障がい児通所支援ガイドブックを見直し作成、関係機関等に配付することで、制度の情報提供と普及啓発を行った。
- 支援学校や保育園、民生委員・児童委員等に対しても、障がい福祉サービスガイドブック等を配付し普及啓発を行った。
- 関係機関に対し相談窓口の周知等を行い、障がいに対する理解を深めるための職員研修（職員向け手話教室）を行った。
- 障がい福祉サービスや地域生活支援事業を利用した地域移行、社会参加の機会の拡大を図った。
- 障がい者就労支援のためのサービス利用や、市役所庁舎及び複合施設こらすにおける障がい福祉施設等による物品販売の実現に向けた支援を行った。
- 障害者優先調達推進法に基づいた物品等調達推進方針を作成し、障がい者就労施設等への積極的な発注を推進した。
- 地域生活支援拠点の体制づくりを進めるため、自立支援協議会の会議体を活用する方向であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止になることが多く、実現できなかった。

◆施策計画II 障がい者（児）を支え合う地域づくりの推進

- 令和元年度より障がい者等の理解促進に向けた普及啓発活動に力を入れており、関係機関（支援学校・民生委員・保育園・学校等）で39回、1,741人に対して、普及啓発を実施した。
- スポーツ振興課と共同で障がい者団体及びボランティア団体が参加する障がい者スポーツ大会を実施する予定であったが、新型コロナ感染症感染拡大防止措置として令和2年度は中止となった。
※障がい者団体の様々な催しや定例会もほぼ中止となっており、地域活動が激減している状況にある。
- 障がい者が地域との接点を増やした活動を推進するためには、つなげる人が必要であるが、相談支援事業所への相談件数はまだ少ない状況にある。委託事業所がつなぎ役となるには、兼務で業務を行う体制では難しいため、国庫補助事業を活用して市独自で人員を配置するための検討を行った。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の懸念から、人とのコミュニケーションが困難となる聴覚障がい者への対応として、熊本県ろう者福祉協会が提供している遠隔手話通訳アプリをiPadに取り込み、必要時にいつでも貸し出しができるよう配備した。

●課題

◆施策計画I 障がい者（児）の社会参加のための支援の充実

障がい者等の理解の促進を継続して進めていくとともに、障がい児施策としては、早期発見・早期療育の体制づくりを進めていく。また、障がい者に対しては地域生活の移行就労機会の拡大を図る必要がある。

◆施策計画II 障がい者（児）を支え合う地域づくりの推進

関係機関の横のつながりや情報共有の場が少なく、障がい者等への単独の関わりが多くなっていることから、相談支援事業所を強化するとともに、事業所を中心とした地域生活支援拠点体制を整備する必要がある。

●目標をめざした令和3年度以降の取り組み

◆施策計画I 障がい者（児）の社会参加のための支援の充実

- 障がい者の理解促進については、行政だけの力では普及啓発には限界があるため、まずは、障がい者相談支援事業所・障がい関係団体等に、障がい福祉サービスや地域生活支援事業（医療助成・手当含む）の理解促進を図る。
- 障がい福祉サービスが必要な方への普及啓発を進めてもらうため、団体や機関に対して、継続した説明機会をつくる。
- 児童発達支援センター及び関係機関・関係各課を含めた早期療育に向けた連携体制をさらに進める。
- 障がい者就業・生活支援センター及びハローワークを中心とした関係機関の情報共有の場を設ける。
- 障がい者団体への周知や自発的活動支援事業の拡大を行い、障がい者の社会参加の場として活用する。
- 児童発達支援センターに指定障がい児相談支援及び指定保育所等訪問支援の県指定を取得してもらい、センター機能を充実できるよう継続支援を行う。

◆施策計画II 障がい者（児）を支え合う地域づくりの推進

- 相談の窓口をわかりやすくするため、委託の相談支援事業所を地域障がい相談支援センターと名称変更し地区担当制とする。なお、このセンターが窓口となり民生委員や地域包括支援センター、地域の方々の相談に対応することで地域とのつながりを作り出していく。
- 障がい者が施設等から地域で暮らすことができるような仕組みをつくるため、地域移行支援・地域定着支援の周知を行い、サービスの利用拡大を図る。
- 地域障がい相談支援センターと一般相談事業所、施設・病院の関係づくりを進め、地域体験の場、緊急時の場の確保を行う。

政策26 子育て支援体制の充実

No	象徴的指標	測り方（数値）	単位	H26 (初期値)	H27	H28	H29	【前期目標値】 H30	R1	R2	【R4目標値】
13	子どもを育てやすい環境ができていくこと	天草は子育てしやすい地域であると感じる市民の割合	%	51.6	50.2	61.7	65.4	【60.3】 60.9	61.6	64.1	【69.0】

施策計画		成果指標名	単位	現状値 (H26等)	【前期目標値】 H30(※H29)	R1	R2	目標値 (R4年度)
I	地域で支える子育て支援の推進	子育てを支援する活動に参加したことのある市民の割合	%	—	【—】 10.3	11.7	7.5	【15.0】
II	妊娠から子育てまで切れ目ない支援体制の整備	子育て支援サービス等が利用しやすいと感じる市民の割合	%	19.4	【30.9】 31.7	37.6	38.8	【42.3】

●環境指標への反映（分析）

子育て支援については、妊娠期から子育て期にわたって、本市独自の施策にも取り組み、特に低所得世帯への経済的負担軽減に取り組んできた。また、保育サービスの充実を図る等保護者の子育てに対する多様なニーズにも対応し、保護者が安心して働けるような環境を整えてきた。そのようなことから環境指標が増加してきたと分析している。
また、子育てに関わる市民の取り組みの推進や一人ひとりの保護者や子どもの抱える課題に応じた支援を提供していくことで環境指標の上昇に反映されると分析している。

●令和2年度の取り組み

◆施策計画Ⅰ 地域で支える子育て支援の推進

- ・市内私立保育園の保護者を対象に子育て講座・講演会等を実施し、延べ1,664人の参加があった。
- ・子育て支援センターにおいて、未就学児とその保護者を対象とした子育て講座等を実施し、2,520人の参加があった。
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等が実施されていない地域において、放課後等の子どもの居場所を提供するため、市独自事業として、子どもデイサービス事業を市内6か所で実施した。
- ・放課後児童クラブの環境改善のため建替（1施設）の支援を行った。
- ・令和2年度において、市の中央部で2箇所目（全体で4か所目）となる病後児保育事業に対応した保育所へ開設のため支援を行った。
- ・ファミリーサポートセンター事業の利用推進を図るため、会員拡大のための広報・周知活動を行った。特に、ダブルケア負担の世帯、障がい児のいる世帯、多胎児のいる世帯等が利用しやすくなるよう利用料の見直し（利用料軽減）を行った。
- ・妊産婦日常生活支援事業の利用者の手続き等の負担軽減を図るため、要綱改正を行い、様式等を見直しを行なった。

◆施策計画Ⅱ 妊娠から子育てまで切れ目ない支援体制の整備

- ・相談及び支援体制の充実を図るため「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点」を開設した。
- ・未就園児等全戸訪問事業要領を策定。未就園児がいる家庭を訪問し、子育て環境等を確認すると共に、課題のある家庭の把握と必要な支援につなぐことができた。
- ・妊娠・出産包括支援事業（産前・産後サポート事業、産後ケア事業、産婦健康診査事業）、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援事業などを実施することで、家庭の子育てへの不安や課題を早期に把握することができ、また、必要に応じて医療機関、公的サービスへつなぐことができた。

●課題

◆施策計画Ⅰ 地域で支える子育て支援の推進

- ・子育てを家庭だけに任せるのではなく、地域住民、社会福祉事業所（社会福祉法人・NPO法人等）等、地域で支える人材を確保し、社会全体で支えていく取り組みを進める必要がある。
- ・子育て家庭の核家族化の進行や共働き世帯の増加等により多様化する様々なニーズに対応する必要がある。
- ・ファミリーサポートセンター事業は、支援を行う協力会員が高齢化により減少している。

◆施策計画Ⅱ 妊娠から子育てまで切れ目ない支援体制の整備

「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の連携強化により、すべての子ども及び家庭の状況を妊娠期から継続して把握し、一体的に支援を行っていく必要がある。

●目標をめざした令和3年度以降の取り組み

◆施策計画Ⅰ 地域で支える子育て支援の推進

- ・子育て世代包括支援センターと協力しながら、人材の把握に取り組む。
- ・地域において子どもと子育て世帯を応援する活動を行う団体等の支援事業に取り組む。
- ・ファミリーサポートセンター事業の会員拡大のため、引き続き委託先である天草市社会福祉協議会と協力して取り組む。
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）が市の中央部においては、利用希望者が多く不足しているため、関係団体と協力し、新たな放課後児童クラブの創設に取り組む。
- ・保護者が安心して子どもを生き育てられるまちづくりを推進するため、既存事業の精査、見直しを図るとともに、社会情勢や子育て世帯のニーズを的確に把握し、今後の子育て支援策につなげる。

◆施策計画Ⅱ 妊娠から子育てまで切れ目ない支援体制の整備

- ・「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の開設により相談体制が整ったため、一人ひとりに合った支援計画を作成し、継続しながら一体的に支援を行っていく。
- ・母子手帳交付時や乳児家庭全戸訪問時の機会を捉え、支援プラン（サービス利用）について子育て世帯と一緒に考え提案していく。
- ・障がい児保育補助金の補助内容を見直し、障がい児が保育所に入所しやすいよう保育所の受け入れ体制の整備を図る。
- ・子育て情報を携帯アプリ等で提供するシステムを導入し、身近な媒体により情報を入手できる環境を整えることでサービス利用につないでいく。
- ・未就園等の幼児がいる家庭を乳幼児訪問員が訪問し、子育てに関する相談を受け、必要な支援につなげる。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための対策を行う。
- ・保護者が安心して子どもを生き育てられるまちづくりを推進するため、既存事業の精査、見直しを図るとともに、社会情勢や子育て世帯のニーズを的確に把握し、今後の子育て支援策につなげる。